

県立特別支援学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月27日制定

(平成28年12月21日一部改定)

(平成29年11月27日一部改定)

(平成31年3月13日一部改定)

(令和3年2月8日一部改定)

(令和8年3月9日一部改定)

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における幼児及び児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時（3を除く。）における岐阜県立特別支援学校管理規則第4条第5項の規定により臨時に授業を行わないこととすること（以下「休業」という。）の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。特に、児童生徒一人一人の障がいの状態や個々の特性に十分配慮する。

(1) 非常変災に伴う休業は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

(気象警報発表の場合)

① 登校に関して

ア 学校が所在する又は児童生徒が居住する市町村(氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域)に気象警報(以下「警報」という。)が発表されている場合は、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所(以下「自宅等」という。)に待機することを原則とする。

イ 待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

ア 警報発表中及び発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 下校させる場合は、警報解除後を原則とし、児童生徒だけで下校させない。

イ 自宅等への到着確認を確実に行う。

(地震発生の場合)

① 登校に関して

- ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅等に待機することを原則とする。
- イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅等又は学校に移動し、待機する。
- ウ 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

- ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。
- イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒の下校について判断する。
- ウ 下校させる場合は、保護者への引渡しを原則とする。
- エ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。
- オ 自宅等への到着確認を確実にを行う。

(2) 情報の収集、伝達に関して

- ① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を収集する本部（担当者）を置く。
- ② 本部（担当者）は、収集した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

(3) 保護者への連絡に関して

- ① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。
- ② 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(4) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)にかかわらず、教育長が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における休業の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

- ① 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に所在する学校は、休業を原則とする。休業及び休業期間は、教育長が決定する。

② ①に該当しない学校は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認めた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定するものとする。

③ ②の規定により通常どおり授業を行う場合にあっては、次に掲げる児童生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する児童生徒

イ 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる児童生徒

ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する児童生徒

④ ①、②により教育長が休業を決定した場合及び③により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合、児童生徒の安全確保については、次の各点に留意すること。

ア 登校前に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示す。

イ 登校途中に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、児童生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実にを行う。

ウ 登校後に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒を下校させる。下校させる場合は保護者への引渡しを原則とする。保護者と連絡が取れない場合は、学校に留め置く。

エ 下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表により教育長が指定した休業期間経過後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

県立特別支援学校 非常変災時における対応の留意点

① 自宅待機、学校待機等に関する学校ごとの基準の作成

学校は、「県立特別支援学校 非常変災時における対応方針」に基づき、自宅待機、学校待機等にする場合の基準の作成を行う。

ア 気象に関する災害について

- ・学校所在地や幼児及び児童生徒（以下「児童生徒」という。）が居住する市町村の対応基準等に留意しつつ、在籍する児童生徒の通学範囲、方法、時間等を考慮し、児童生徒の安全確保を最優先とした対応とすること。
- ・氾濫警報については、対象となる洪水予報河川において、住民避難を目的として策定される想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域を対象とすること。
- ・大雪警報発表時は、児童生徒の居住地が広範に及ぶこと等を考慮し、警報が山地、平地等の市町村内の一部地域を対象としている場合であっても、該各市町村全域に警報が発表されている場合と同様の対応とすること。
- ・レベル4危険警報の発表が予想される場合の避難所への移動等について定めること。
- ・避難行動要支援者については、レベル3以上の防災気象情報発表からの避難場所への移動や避難に必要な支援等を避難確保計画にて定めること。
- ・氾濫警報や土砂災害警報の発表に備え、児童生徒及び保護者による自宅周辺や通学経路の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の把握についても定めること。

○防災気象情報の体系（気象庁資料より作成）

※岐阜県では高潮警報は適用されない。

レベル	住民がとるべき行動	大雨浸水	河川氾濫	土砂災害	高潮
5	命の危険、直ちに安全確保	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4	危険な場所から全員避難	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備等	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	避難行動の確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミング等）	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	災害への関心を高める	早期注意情報			

氾濫警報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報となり、市町村ごとの警報・注意報発表は行われず、内水氾濫、洪水予報河川以外の外水氾濫については大雨に関する情報に位置付けられる。

○在校中の対応例

警戒区域 想定区域	該当箇所	避難行動等の例
土砂災害警戒 区域 土砂災害特別 警戒区域	敷地の 一部	「レベル3土砂災害警報」以上が学校の所在する市町村に発表されている場合、その建物から児童生徒・教職員を避難させる。
	敷地の 全て	近隣の避難所や一時避難場所への移動を視野に入れた避難計画を作成すること。 近隣の避難所や一時避難場所の受け入れ可能人数についても必ず確認を行うこと。
	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、児童生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。
浸水想定区域	該当	「レベル3氾濫警報」以上が発表されている場合、想定浸水深より高い建物に児童生徒・教職員を避難させる。
	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、児童生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。

イ 地震について

- ・震度5弱以上の地震発生時には、建物の損傷（ガラスの破損や落下、壁の亀裂、塀の崩壊等）、道路の亀裂、液状化、落石、がけ崩れ等の被害が想定されている※1 ことから、児童生徒の安全確保のために、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所（以下「自宅等」という。）での待機とすること。
- ・授業の開始、休業等については、公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の被災状況により判断すること。

※1 「震度階級関連解説表」（気象庁）による

【補足】 地震による揺れの大きかった地域においては、地盤のゆるみや堤防・排水施設等の被害を考慮し、気象警報・注意報等の発表基準を引き下げて運用する。

（地震による揺れの大きかった地域における気象警報・注意報の発表基準について（気象庁）より）

ウ 南海トラフ地震について

本県作成の「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前の避難が必要な災害リスクと住民避難について、下記のように示されている。

○災害リスク

- (1) 急傾斜地等における土砂災害
- (2) 海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害
- (3) 耐震性の不足する住宅の倒壊

○避難の対象

- (1) 急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」に居住する住民
- (2) 後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者※2
- (3) 耐震性の不足する住宅に居住する住民

また、「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」では、「災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた避難対策を実施する。」と示されている。

従って、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、学校が土砂災害特別警戒区域外に所在するため、通常どおりの授業を行う場合でも、上記に該当する児童生徒については原則として校長が、安全を確保できる場所に待機することを決定し、待機期間は公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の状況により判断すること。

※2 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

② 情報収集体制の整備

学校は、気象警報・地震及び被害状況等の情報収集と共有ができる体制を整備する。

ア 情報収集本部（担当者）の設置

気象警報（以下「警報」という。）発表中及び発表が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合は、警報・地震情報及び被害状況を収集する本部（担当者）を設置すること。

イ 情報収集、情報共有体制の整備

- ・授業打ち切り、保護者引渡し、学校待機等の対応を判断する場合は、警報・地震情報及び被害状況について、多面的な情報収集を行うこと。
- ・気象庁等の防災関連ホームページや岐阜県の情報配信サービスの活用、市町村防災担当課

との連携、近隣地域・周辺学校等から、正確かつ適切な情報の収集と共有ができる体制の整備に努めること。

- ・児童生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くような仕組みについても整備するよう努めること。

③ タイムライン[※]の作成と対応の判断

学校は、収集した情報をもとにタイムラインを作成し、登下校等の判断を適切に行う。

ア タイムラインの作成

タイムラインの作成に当たっては、児童生徒の安全を確保するため、注意報・警報の発表状況や災害の危険度分布、雨雲の状況、土砂災害や河川氾濫の可能性、公共交通機関の運行、自宅等への到着や保護者への引渡しに要する時間等を考慮すること。

※ 「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画

イ 下校困難となった児童生徒への対応

- ・校内の安全が確保できる場所にて待機をさせること。
- ・校内での待機に危険が伴う場合には、速やかに近隣の避難所等の安全が確保できる場所への移動を行うこと。

④ 通学手段別の対応や引渡し及び安全確認

学校は、児童生徒の通学手段を踏まえた対応や安全な引渡しの方法及び、児童生徒が安全に下校したことを確認できる体制を整備する。

ア 通学手段別の対応と引渡し

- ・児童生徒の様々な通学手段を踏まえた対応策を検討し、災害時の引渡し等についてのシミュレーションを行うこと。
- ・警報発表中及び発表が予想される場合は、速やかに保護者に連絡し、安全な引渡し及び下校ができるようにすること。
- ・保護者へ引渡しを行う場合は、引渡し場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うこと。
- ・保護者の安全が確保できない場合や、保護者が被災し引渡しが困難となったり、連絡が不通となったりした場合等は、保護者と連絡が取れる、又は安全な引渡しが可能となるまで児童生徒を学校に待機させておくこと。

○通学手段別対応の例

通常の手段	対 応 例
スクールバス	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
徒歩・自転車	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
路線バス・電車	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
保護者送迎	・保護者引渡しまで学校で待機させる。

イ 児童生徒が安全に下校したことの確認

- ・警報発表の有無にかかわらず、児童生徒の安全確保のため、保護者への連絡を確実に行うとともに、児童生徒が安全に自宅等に到着したこと等の確認を行うこと。
- ・全ての児童生徒が安全に自宅等に到着したかどうか等を確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備すること。

⑤ 保護者への連絡手段の複数化

学校は、非常変災時の連絡方法として複数の手段を検討し、児童生徒、保護者へ周知する。

メール送信による連絡が、停電や通信手段の障害等で機能しない場合を想定し、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板、災害時公衆無線LANサービスなどの複数の連絡手段とその利用方法等について児童生徒、保護者へ周知しておくこと。

⑥ 災害備蓄品の整備と避難所運営に係る自治体との連携

学校は、大規模災害時に必要となる災害備蓄品等を整備するとともに、避難所設営等に関し、自治体との連携に努める。

ア 災害備蓄品の整備

- ・大規模災害の発生時等に、児童生徒を学校に待機させなければならないことを想定して、3日分程度の食糧や飲料水、保温シートなどを備蓄しておくこと。
- ・災害時に使用する物品（発電機、防寒用品、懐中電灯、ハンドマイク等）については、保管場所、数量、耐用年数等を把握し、必要に応じ物品の更新、補充等を行うこと。
- ・学校待機が長期に及ぶことを想定し、アレルギーや持病等への対応及び医療的ケアが必要な児童生徒については、あらかじめ保護者と相談のうえ、対応を検討しておくこと。

イ 避難所運営等に係る自治体との連携

- ・大規模災害時等に、避難所に指定されていない学校にも、地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、その対応についても留意すること。
- ・避難所は、市町村の防災部局等を中心に運営されるが、発災直後は学校職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されるため、市町村の防災部局等と連携し、避難所運営に関する支援計画等を作成し、検証や整備を行うこと。

⑦ 連携・協力組織の編成と活用

学校は、関係機関、地域等との連携を密にし、緊急時の協力体制を整える。

平素の教育活動等を通じた関係機関、地域等との密接なかかわりが、緊急時における居住地域や通学経路の安全確認の際に、協力を得られる源となることから、校長や教頭、防災担当者は、平素から関係機関等とのつながりを十分に築いておくこと。

⑧ 教職員や児童生徒の災害に対する十分な理解

学校は、教職員や児童生徒に対し、災害等への十分な理解と対応力の向上を図ることができるよう防災・減災に関する取組の充実に努める。

- ・教職員に対し、災害等についての理解と対応力の向上のために、大雨や大雪、雷等の気象に関する注意報や警報、竜巻や記録的短時間大雨等に関する気象防災速報、緊急地震速報等の意義の確認、地域において想定される災害やその被害及び適切な対応に関する職員研修の実施、命を守る訓練の見直し等を行い、防災・減災に関する取組の充実に努めること。
- ・児童生徒に対し、さまざまな教育活動を通じて、災害等に対する理解等の防災・減災に関する内容について、それぞれの発達段階や障がいの状態に応じた指導の充実に努めること。特

に、自力通学者に対しては、「通学経路の危険箇所の把握」、「危険箇所には近づかない」等、「自分の命は自分で守る」ことを踏まえた指導を行うこと。

【防災関連ホームページ等】

- 岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>
 - ・ぎふ土砂災害警戒情報ポータル
https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html
 - ・岐阜地方気象台ホームページ
<https://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html>
 - ・岐阜県 川の防災情報
<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
- ぎふ山と川の危険箇所マップ (岐阜県)
<https://kikenmap.gifugis.jp/>
- 防災情報のページ (内閣府)
<http://www.bousai.go.jp/>
- 南海トラフ地震臨時情報関係
 - ・南海トラフ地震臨時情報について (岐阜県 危機管理部)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18908.html>
 - ・岐阜県地域防災計画 (地震対策計画)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6902.html>
 - ・南海トラフ地震について (気象庁)
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>
- ぎふ川と道のアラームメール (岐阜県)
 - (PCから) <https://service.sugumail.com/gifu/member/>
 - (携帯から) t-gifu@sg-p.jp へ空メールを送信
- 指定河川洪水予報
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/flood.html>
- 防災情報 (気象庁)
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- 川の防災情報 (国土交通省)
<https://www.river.go.jp/portal/#80>
- 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板 (総務省)
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html
※災害伝言ダイヤルの詳細は<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
- 災害発生時における道路通行状況についての情報提供
 - ・道路防災情報 WEB マップ (国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosai_joho_webmap/
 - ・道路交通情報 Now!! (公益財団法人日本道路交通情報センター)
<https://www.jartic.or.jp/>